

第 31 回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第 31 回 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和8年4月28日（火）午後2時00分 新城市役所 4階会議室4－2・4－3

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番	河合 勝正	議席2番	西郷 耕一	議席3席	欠 員
議席4番	欠 席	議席5番	欠 席	議席6席	生田 智美
議席7番	片桐 彦一	議席8番	竹川 正文	議席9席	森本 逸男
議席10席	森野 哲明	議席11席	久保田 尚子	議席12席	欠 席

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 松山 元晃

書 記 近藤 由幸 美澤 藍 諸橋 里奈 松井 亜詠

午後2時00分 開会

議長

ただいまの出席委員は11人中8名です。定足数に達しております。第31回新城市農業委員会を開会します。

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議ないものと認め指名いたします。

2番委員、6番委員 にお願ひします。

議長

次に、日程第2の議案の審議を行います。

議長

はじめに、第150号議案の農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第150号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転8件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番

譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は本人0年、妻26年で年間従事予定日数は150日・90日であり、必要な農作業従事を予定しています。また農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で5分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,119.91㎡です。権利取得後は、花類、柿、梅、ミカンの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号2番

譲受人の経営規模拡大のため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は共に6年であり、年間従事予定日数は300日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は6,238.00㎡です。権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。なお、この農地は共有名義であり、共有者の遺族から同意を得ています。

申請番号3番

譲受人の新規取得ため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、譲渡人や実家が農家であったため両親のサポートを受けながら、耕作を行っていきます。農作業歴は50年、年間従事予定日数は120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は申請者の移住予定地から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は824㎡です。権利取得後は、梅、果樹、旬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号4番

譲受人の新規取得のため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、本人がおり、農作業歴は10年です。譲渡人のサポートを受けながら、耕作を行っていきます。年間従事予定日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は275.00㎡です。権利取得後は、梅、キウイ等の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

申請番号5番

	譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・アルバイトがおり、農作業歴は 55 年・45 年・10 年で、年間従事予定日数は 230 日・140 日・140 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 1 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 42,791.00 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 6 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻がおり、農作業歴は 58 年・54 年で、年間従事予定日数は 100 日・60 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 1～2 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 8,054.74 m²です。権利取得後は、水稻、梅の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 7 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、本人・妻・母の 3 名がおり、農作業歴は 32 年・13 年・58 年、年間従事予定日数は 80 日・10 日・120 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で 3 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 13,153.57 m²です。権利取得後は、季節野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 申請番号 8 番 譲受人の経営規模拡大のため、売買により所有権移転するものです。 農業従事者は、代表取締役・取締役・社員 2 名がおり、農作業歴は 45 年・45 年・10 年・8 年、年間従事予定日数は共に 300 日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は法人の拠点地から自動車で 8 分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は 386,301.00 m²です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上、申請番号 1 番から 8 番について、許可基準の各号の制限には該当しないことから、許可することを原案といたします。 第 150 号議案の説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
推進委員	申請番号 1 番について、農作業歴 79 歳で 0 年とあるが経営予定面積が 2,119 m ² だが、本人未経験で大丈夫なのか。申請番号 3 番について、61 歳で 50 年とあるが、小学生からの農業に従事していたということか。
事務局	1 番について、農地を取得する際に経営面積等は世帯単位で判断するため、今まで奥さんの名義で取得していたが、今回、奥さんの分と併せて自分の名義で取得し、農業に従事していきたいとのことで伺っている。 3 番については、小学生のころから手伝いをしていたと聞き取っているが、小学生だと従事とはならないため、ご指摘いただいたとおり聞き取りにて確認をする。
推進委員	申請番号 4 番について、新規就農に近い方だが、農作業歴 10 年とある理由はなにか。
事務局	4 番について、3 番と同様に実家の農家の手伝いとして、10 年農業に従事していたとのこと。今後、理由がわかるよう記載いたします。
議長	その他の質問はないようです。 それでは、採決をとりたいと思います。第 150 号議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 151 号議案の農地法第 4 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 151 号議案について説明させていただきます。 議案書 6 ページをご覧ください。 今日は転用の 1 件になります。 議案書 7 ページをお開きください。 申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番号 1 番。 本件は、営農型発電設備の更新申請になります。 転用面積が 3,000 m²を超えるため、愛知県農業会議の諮問審議対象となる案件です。 令和 2 年より自身の耕作地にて、営農型発電設備を設置して発電収入を得ている案件であり、この度、一時転用の許可期限を迎えるにあたり、引き続き発電事業を継続するために、2 回目の更新申請をするものです。 申請書には始末書が添付されており、転用許可期限が令和 8 年 1 月 8 日となっていました。が更新手続きが遅くなってしまった旨が記載されております。 パネル下部の農地では、水稻を栽培しております。現在の農地状況については別図をご覧ください。時期的に今作の作付け前であるため、現在はこのような状態です。 次に収穫量について説明します。 今年提出されました栽培報告書では、当該地で 10a あたり 329 kg の収量であったと報告がありました。 農林水産省の市町村別統計データでは 10a あたり 511 kg の収量となっており、この数字と比べると 64.4% の収量でありました。 営農型太陽光発電に係るガイドラインの中で、地域の平均単収の概ね 8 割の収量という基準がありますが、今回法面やあぜを含めた登記面積をもって作付け面積として資料を作成していることや、本市の地域農業再生協議会での水稻の基準単収としましては、498 kg であることを勘案しますと、しっかりと農業経営をいただけているものと考えます。 今後の営農計画においても、知見者からの意見が付されており、当該地は日照条件に支障はなく、水稻の収量確保にも問題はない旨の所見をいただいております。 以上のことから営農型発電の転用ガイドラインの基準を満たしているものと判断します。 水稻栽培の経歴も長く、営農型と水稻栽培の事業も 6 年目を終え、従前と変わらぬ利用と栽培方法予定となるため、排水方法や日照等に問題はなく、周辺農地等への支障はないと思われます。 以上のことから第 151 号議案 1 件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上で終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。それでは採決をとりたいと思います。
議長	第 151 号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)

議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 152 号議案の農地法第 5 条の規定による許可申請書に対する意見の決定について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 152 号議案について説明させていただきます。 議案書 8 ページをご覧ください。所有権移転 7 件、賃借権設定 1 件、使用貸借権設定 1 件の計 9 件です。 議案書 9 ページをお開きください。お手元の農地区分表と許可基準表に沿って概要を説明致します。それぞれの申請者、申請地についてはご覧のとおりとなります。 申請番号 1 番。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一段農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、小堤・土側溝を設け、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されております。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま 申請番号 2 番。 売買により、観光客用の駐車場整備を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の第 2 種農地③「市街地に近接しており、一段農地の規模が概ね 10ha 未満の区域にある農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで、表層は碎石転圧を行います。排水方法については、雨水の敷地内浸透を予定しており、小堤及び雨水枡を設け、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。 管理につきましては、看板を設け、観光駐車場であることの周知を行いつつ、夜間は駐車場を閉鎖し、近隣への迷惑とならないよう管理するとのことです。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま 申請番号 3 番。 20 年間の使用貸借権を設定し、キャンプ場事業を行うものです。 申請地の一部に碎石を敷いてしまっていたことから始末書が添付されています。 立地基準についてです。農地区分は、中山間地域における小集団の生産性の低い区域内にある農地であることから、区分表の最下段、第 2 種農地「上記いずれにも該当しない農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。土地造成は行わず現状のまま利用します。 給水排水についてですが、給水設備はなく、利用者が給水タンク等を持参することを計画しており、トイレについては隣接敷地のトイレを利用するとなっています。雨水については、敷地内浸透としています。 管理については、キャンプ場利用者がいる場合は、管理人がつき、締めの作業としてごみ拾いなどの清掃を行う予定です。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま 申請番号 4 番。 売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の最下段、第 2 種農地「上記いずれにも該当しない農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金

力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内への浸透を予定しており、小堤を設け、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号5番。

売買により、一般住宅の建築を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、市街化区域の傾向が著しい区域内の農地で、新城駅から300m以内にあることから、区分表の第3種農地②に該当します。第3種農地の許可基準は特段なく、「許可できる」ため立地基準は満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。土地造成は整地のみで、給排水については、上下水道があり、雨水については集水桝にて集水後、既設側溝へ排水を予定しています。また、他法令調整については、都市計画法第34条第11号に該当し、市街化調整区域でも居宅を立てることが認められている区域であり、建築許可の手続き中です。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号6番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地に近接しており、一段農地の規模が概ね10ha未満の区域にある農地」に該当します。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地と敷地南側に30センチほどの土盛りを行います。排水については、雨水の敷地内浸透を予定しております。当該地は南側に傾斜があるため、敷地南側に設ける土盛りにて、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との売電に関する売電契約書が添付されています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号7番。

売買により、自宅敷地への進入路を目的として転用するものです。

なお、本案件は農地法を失念し、平成15年頃より譲受人自宅の進入路として利用してしまっていたものであり、始末書が付けられています。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地①「相当数の街区を形成している区域」と判断しました。「住宅その他申請者、周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」ですので第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。

農地法許可後は、当該地を現状のまま利用するとのことであり、土地の購入費用は残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。排水方法について、現状の砂利敷きそのまま利用するため、雨水は自然浸透を予定しております。万が一周辺農地などに被害を及ぼした場合には、申請者で責任を持って解決する旨記載いただいております。

他法令については調整が必要となる項目はありません。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

申請番号8番。

売買により、太陽光発電設備設置を目的として転用するものです。

立地基準についてです。農地区分は、区分表の第2種農地③「市街地に近接しており、一段農地の規模が概ね10ha未満の区域にある農地」に該当します。「農地以外の土地や第3種農地などを確保できなかったこと」から第2種農地の許可基準を満たします。

次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成は整地のみで排水方法については、雨水を敷地内浸透とし、浸透側溝を設置して、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令も調整中であり、太陽光条例による届出書が提出され、小売電気事業者との電力受給契約書が添付されています。

以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われま

	申請番号 9 番。 10 年間の賃借権を設定し、ドッグラン設備の設置を目的として転用するものです。 立地基準についてです。農地区分は、区分表の最下段、第 2 種農地「上記いずれにも該当しない農地」に該当します。「農地以外の土地や第 3 種農地などを確保できなかったこと」から第 2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてです。残高証明書が添付され、事業実施に必要な資金力を有していると判断しました。土地造成はなく、排水方法については、雨水を敷地内浸透とし、当該地には既存であぜがあるため、隣接地への雨水流出を防ぐ対策を講じていますので、被害防除の観点から適切であると考えます。また、他法令についても調整を進めており、問題はありません。 以上のことから、事業実施の確実性や周辺農地への影響はないものと思われます。 以上、第 152 号議案 9 件、全てにつき、許可相当意見とすることを原案といたします。議案の説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員から何か補足等はありませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
推進委員	申請番号 2 番について、3 条の申請番号 1 番と同じ方だが、果樹園の観光のための駐車場なのか。
事務局	3 条の農地は南側で農地のまま耕作していくとのこと。5 条の 2 筆は北側にあり、隣接しているが、果樹園の観光客ではなく、設楽ヶ原の観光のための駐車場として利用できるようにするとのこと。
議長	その他の質問はないようです。採決を取りたいと思います。
議長	第 152 号議案について、原案のとおり許可相当意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、該当番号については原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 153 号議案の農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条各号に基づく農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定及び要請について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、第 153 号議案についてご説明します。議案書の 12 ページをご覧ください。今回は、使用賃借権設定 6 件、賃借権設定 4 件です。 議案書の 13 ページ、14 ページをご覧ください。表の中央部右側にあります地域計画の欄に地域計画区域について書かれています。 ここからは、地域計画区域内と地域計画区域外の 2 つに分けてご説明します。 申請番号 1 番から 7 番、8 番の上から 2 筆、9 番の上から 3 筆が地域計画区域内の農地です。 表の地域計画の欄に、内と記載されている筆が、地域計画区域内で目標地図に位置付けられた担い手に貸し付けている筆です。 本市では 10 年未満と短い契約は一時的な貸付として整理しており、表の地域計画の欄に内③と記載しています。 今回は地域計画区域内の農地で 10 年以上の契約はないため、事後的な地域計画の変更が行われる農地はありません。 続いて、地域計画外の農地に関する議案内容に移ります。

	申請番号 8 番の 3 筆、9 番の 1 筆、10 番が地域計画区域外の農地です。 地域計画区域外の農地では、農用地利用の効率化および高度化の促進を図ることであれば、農業委員会の要請によって農地の賃借が可能となります。この場合、市から地域計画に支障がない旨の意見を得る必要があります。この意見を参考に、農業委員会で要請すべきものかどうかを審議していただきたいです。 なお、令和 8 年 4 月 22 日付で、市の担当者より「意見なし」の回答を受けています。 以上、申請番号 1 番から 10 番の案件について、農用地利用集積等促進計画の基本方針および農地中間管理事業規程に適合しており、賃貸借権の設定等を行うための要件を満たしていると判断します。 したがって、第 153 号議案は適当であるとの原案を提案します。 以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第 153 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	つづいて、第 154 号議案の農業経営基盤強化促進法第 19 条に定める地域計画に関する意見聴取について上程します。事務局より説明をお願いします。
事務局	154 号議案についてご説明いたします。 議案書の 15 頁をご覧ください。 農地法の改正により、地域計画区域内での事業申請があった場合には、関係者での協議が必要と定められており、今回、新城市より書面協議といった形で依頼がありました。 事業件数としましては 3 件になります。 これまでの総会でもご説明をさせていただきましたように、本議案における判断基準が明確となっていないため、農地法や農振法の判断基準にて協議をいただきたいと思います。 今回の申請は、分家住宅の建築と本家住宅の進入路を確保するための区域除外の申請 2 件と、計画見直しにより使用しない部分を区域編入するといった 1 件、合計 3 件になります。 こちらの案件は、昨年の 7 月総会にかけさせていただいた案件となります。 当時も分家住宅を建てるための申請を頂いておりました。 本委員会による合意等を経た後、話を進めていく中で、本家の接道要件が満たせていない事実を知り、今後の建替え等が出来るように計画を見直し、今回の申請に至ったものがあります。 それでは順番にご説明をさせていただきます。 別添の農用地区域（位置図等）と書かれた第 155 号議案の関係資料を中心に説明させていただきます。 155 号議案関係資料の 2 ページになります。申し出者申し出地は記載のとおりです。この案件は、八束穂字藤谷地内の畑 1 筆、634 m²のうち 162.91 m²を分家住宅建築のため、追加で除外申出がありました。 6 ページと 7 ページをご覧くださいとイメージがしやすいかと思います。

	7 ページが本家の接道要件を満たすために計画変更した分家住宅の計画図になります。 この計画図をイメージいただいたまま6 頁をご覧ください。 除外区域の詳細図になります。 令和7 年7 月時点で除外した区域はA, B, C, H になります。その後、計画変更となり、分家住宅建築のため新たに除外を必要とした部分がD, I になります。 除外にあたっての必要性や適当性につきましては、申出者は現在、豊川市のアパートにて妻と二人で暮らしていますが、将来子供を持ちたいと考えていることや家財道具も増えていっている現状を踏まえ、住宅を建築することに思い至りました。 申出者は夫婦ともに土地を所有していないため、当初、市街化区域内で土地を探しましたが条件に見合う土地がなく、申出者の両親に相談したところ、父親の所有する土地を提供してもらえることとなりました。 申出地は集落に接続し、農用地区域の周辺部であるため、当該地の除外後も集団性を損なわないこと。農業経営を営む者に対する農用地利用集積に支障はなく、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。 続きまして、2 番目の本家住宅の進入路とするための除外申請についてですが、8 ページをご覧ください。 申出者申出地は記載のとおりです。 先に説明しているよう、現状、本家住宅は接道要件を満たせていないことが判明し、このままですと、建て替え等を行うことが出来ないため、分家住宅建築に合わせ本家住宅の進入路を確保するものです。 12 ページの除外区域詳細図をご覧ください。 B につきましては、昨年度に除外済みとなっており、今回、E, F, G, J を追加で除外申請するものとなります。 除外にあたっての必要性や適当性につきましては、先の分家住宅の建築とは異なりますが、それ以外の要件につきましては、申出地は集落に接続し、農用地区域の周辺部であるため、当該地の除外後も集団性を損なわないこと。農業経営を営む者に対する農用地利用集積に支障はなく、周辺農地への影響もないことから当該地を選定したことはやむを得ないものと認められます。 続きまして、区域の編入案件になります。 関係資料としましては、15 ページをご覧ください。 昨年除外したA, B, C, H のうち、計画見直し後、H だけが使用されなくなりました。 目的があって、地域計画の変更を行いました、目的がなくなったため編入し直すというものになります。 以上、区域の除外2 件と区域への編入1 件につきまして地域計画から除外及び編入することに同意することを原案といたします。 以上で154 号議案の説明を終了いたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議長	第154 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。 つづいて、第155 号議案の農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3 条の2 による農業振興地域整備計画に対する意見の決定について上程します。 なお、こちらの議案につきましては、第154 号議案と同一の事業であるため、事務局からの説明は省略とさせていただきます。 このことについて質問または意見がある方は挙手をお願いします。

議長	ご発言ありません。採決を取りたいと思います。
議長	第 155 号議案について、原案のとおり原案のとおり除外及び編入の申し出について適当であることに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議長	賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。
議長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。 (議案書のとおり説明。)
議長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議長	ご意見等ないようです。 これらは報告案件でございますので、ご了解をいただきたいと存じます。
議長	以上をもちまして、第 31 回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。
	午後 3 時 0 0 分議長は本会の閉会を宣した。